

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）による「権利化支援制度」について

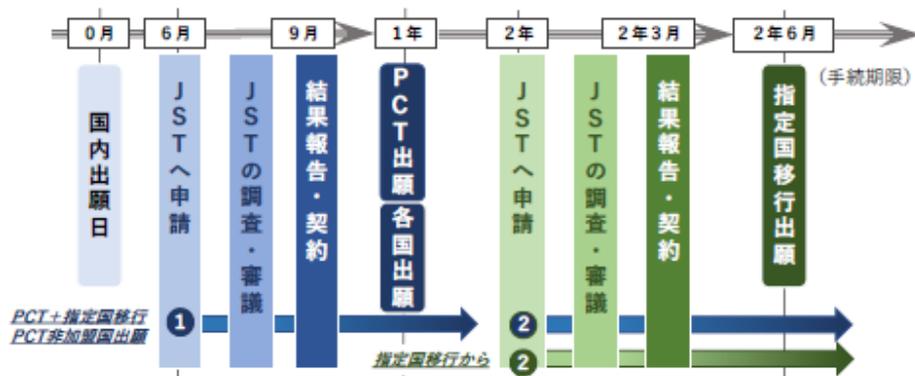
制度の目的

本制度は大学・TLO等（国公立大学・承認TLO・大学共同利用機関・高等専門学校）の研究成果の権利化を推進するために、今まで十分な対応が図られていない**外国特許**の取得に向けての出願等を総合的に支援するものです。

支援対象

大学・TLO等（国公立大学・承認TLO・大学共同利用機関・高等専門学校）の研究成果に基づく発明のうち、大学・TLO等のみが出願人となって行う**外国出願**が対象です。

<外国出願と本制度の流れ>



(出典: 平成30年度JST権利化支援公募要領)

申請の時期

出願の段階により、2回の申請のタイミングがあります。

PCT出願段階で採択された案件も、**指定国移行段階での支援の継続を希望する場合には再度申請を行う必要があります**ので、申請期限にご注意ください。

(1) PCT出願支援申請・・・外国出願期限の6ヶ月前まで
→大学・TLO等が行った国内出願（以下「基礎出願」）に基づく優先権主張を伴う国際特許出願（PCTルート）が支援の対象となります。当制度では、PCT加盟国に対しPCTルートを基本ルートとし、パリ条約ルートの支援を原則実施しないことといたしております。
平成31年度よりPCT非加盟国への出願は申請対象外となりました。

(2) 指定国移行支援申請・・・指定国移行期限の6ヶ月前まで
→国際調査機関の見解書又は国際予備審査報告において主要な請求項の特許性があると認められた案件についてのみ受理し、さらにその請求項に係る発明の有用性が認められる場合に支援することとしています。従い、**新規性・進歩性・産業上の利用可能性のいずれかの項目で、否定的見解が全請求項について残るものは、国際予備審査を行い、少なくとも答弁書の提出等により主要な請求項の否定的見解を解消した上で申請願います。**

支援の内容

大学・TLO等が支出したPCT出願費用・各国移行出願費用のうち、**権利化までに必要な費用を支援します。あくまで本制度は権利化までの支援制度のため、権利化後の費用は一切支援してもらえません。**また、**権利化前でも、一部について支援対象外となる費用があります。**

【支援対象外の費用】平成29年度以降に申請し、採択された案件

- ①日本国出願に関する費用
 - ②分割出願手続きに関する費用
 - ③審判請求に関する費用
 - ④訴訟、その他紛争処理に関する費用
 - ⑤登録維持年金、その他特許料が納付された後の費用
 - ⑥1言語につき税抜き100万円を超える翻訳費用
 - ⑦日当、交通費
 - ⑧消費税
-
- 大学・TLO等が一度支出した出願費用に対してJSTへ支援費の請求をする「精算請求」ですので、大学・TLO等の負担分につきましては、代理人より通常通り請求していただいております。
 - 現地代理人費用がある場合は、現地代理人請求書の写しをご送付くださるようお願い致しております。

外国出願についての注意事項

大学研究推進機構
知的財産センター

1. 外国出願費用はJ S Tの支援を仰いでいます

外国出願（P C T出願）には、高額な費用が掛かり（約 60～80 万円）、大学の財政で賄うのは困難なため、本学では原則 J S T（科学技術振興機構）に出願支援を申請している。なお、平成 29 年 4 月からは、外国特許出願にかかる費用の 8 割支援に変更(支援の減額)となり、残る 2 割及び支援対象外費用については、大学負担となっている。

2. 外国出願の前には、これまでの自己発表論文等の再確認をお願いします

外国出願の支援申請後の J S T の審査では、他人の発明はもちろん、発明者自身の論文等、学会発表、雑誌掲載、インターネット発表、発明者自身の前の出願も含めて、先行技術をかなり厳しくチェックしている。

本学では、発明者自身の論文等の先行技術を参照され、特許性が不明確との理由から、申請不採択になるケースが多く、J S T への申請後に J S T による調査の結果、上述した論文等を先行技術として指摘された場合は、その申請を取り下げざるを得ない。よって、J S T への申請時には、発明者自身による関連論文等があれば必ず当センターに事前連絡をお願いいたします。

3. 新規性喪失の例外規定の適用出願は支援が受けられません

原出願の国内出願が特許法 30 条（新規性喪失の例外規定）に該当すると、欧州では特許権が取得できないため、J S T はその案件については外国出願支援をしない（支援不採択）。

4. 支援が採択された後でも実施化等がチェックされます

- J S T から P C T 出願の支援が採択された後、各国への移行段階で再度、J S T へ支援を申請するが、その審査では、申請した発明について市場性、有用性、発明の完成度、ライセンスの有無などについて、改めて審査され、満たしていない場合には支援が打ち切られる。
- J S T から支援中の全案件は、実施化、契約の進捗状況、市場調査等について、毎年 J S T に「ライセンス活動状況等報告」することが義務付けられている。特に、外国出願（P C T 出願）から 3 年経過時 {優先日（基礎出願）から 4 年経過時} 等の案件が支援継続の見直し対象となり、何らライセンス活動の進展がなければ、支援は中止される。
- 移行後各国で登録された場合は、定期的に特許年金の納付が必要となる。特許年金は初回のみ J S T が支援するが、それ以降は J S T は支援しないので、大学負担となる。

以上の点を十分勘案して頂き、外国出願には臨んで頂きますようお願いいたします。